仕事とくらしを守るため 秋の大運動をひろげましょう!

台風被害でも建設従事者と組合の必要性が明らかに!

けんせつ
東京土建のホームページ　http://www.tokyo-doken.or.jp/
印刷部数112100部（購読料は組合費に含まれています）
年間購読料1800円（定価50円）

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971（代表）
FAX 03(5332)3972
発行人・編集人 三木 勉

拡大月間ご参加を

全支部・全分会で目標達成をめざそう 仲間とどれだけつながれるかが決め手

すべての仲間との対話をすすめ 共に活動する仲間も増やしましょう

東京土建は9月、10月に「秋の拡大月間」にとりくんでいます。全都の仲間の皆さんのご奮闘により、10月1日現在で1324人の新しい仲間をむかえ、11万2735人の組織人数となりました。

この月間では現場や地域で悩みを抱える建設職人のみなさんに寄り添い、新しい仲間を組合に迎え入れます。組合の多岐にわたる業務やとりくみなど、現場環境やアスベスト訴訟、消費税増税など怒りの声も聞き、その声をくみ上げ運動にいかしていきます。

●仕事やくらしの悩みを抱えていませんか

困っている仲間の声をどのように一緒に解決ができるのかが求められています。拡大月間では、多くの仲間が分会センターに集まり、組合員総訪問を基本に対話を大きく広げ、さらに結びつきを深めましょう。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の話題を対話の正面に

社会保険未加入対策により雇用関係が明確になりましたが、法定福利費等の費用負担の支払いが上位業者から受けられず、グループ請けや一人親方化されている実態が再度、浮き上がっています。困りごとをかかえる仲間が、CCUSや働き方改革の進捗により東京土建の優位性を知らないまま、社労士等へかけこみ相談すれば、またたくまに協会けんぽ移動となり仲間を失うことになります。悩める仲間には、本・支部等のセミナーや個別相談会へ誘い出し関係を深めていきましょう。

メリットを大いに伝え、「東京土建良いよ」の声を広げよう

仲間の中には、まだ組合の魅力を知らない方もたくさんいます。特に最近加入した仲間、事業所従業員の仲間にはメリットを伝えきれていません。そういった仲間へ月間をとおして伝えましょう。拡大運動を成功させ東京土建の良さを大きく広げましょう。

助け合いの共済制度を仲間にひろげよう!

台風、落雷など自然災害には、どけんの共済制度で!

台風15号は千葉県を中心に多くの仲間が被害にあいました。お見舞い申しあげます。どけん共済会では被災された仲間から屋根被害などの相談が連日寄せられ給付準備をすすめています。

●自然災害の備えにどけん火災・地震共済に加入しましょう。

火災だけではなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障します。住宅への被害と屋根や壁など住宅の被害を伴う家財への被害を対象に、部分壊では最高50万円まで保障。　※物置、車庫、塀、門などは対象外です。

●組合共済の「住宅災害見舞金」制度を知らせましょう。

仲間の住宅が、全焼や全壊の場合は13万円、半焼・半壊の場合は6万5千円、一部焼・一部壊の場合は2万5千円が給付されます。

千葉の被災支援には3日間（9月28日現在）で、のべ33人の仲間が復旧ボランティアにかけつけました

増える自転車事故、重くなる賠償責任、東京都は来年4月から加入義務化へ

どけん自転車保険に加入しよう

死亡・後遺障害、入院・通院に加え個人の損害賠償責任を補償します。賠償責任の補償は個人型、家族型も家族全員、保険金額は1億円。

個人型　年間掛金：2,500円
ケガの補償：組合員（契約者）本人のみ

家族型　年間掛金：4,500円
ケガの補償：組合員（契約者）と同居のご家族全員、別居の未婚の子

●他者に与えた被害の賠償責任もカバー
- 階下への水もれ損害賠償
- 電車内での接触による事故対応など

どけん共済会20周年キャンペーン実施中　どけん火災加入者はダブルチャンス!

「火災共済」「地震共済」「自動車共済」「自転車保険」の中から三制度以上の加入者にテレビや旅行券が当たります。さらに火災共済加入者はダブルチャンス!の「五組合ありがとうキャンペーン」に応募ができます。

財務省のはがき要請は10月に集中してとりくもう

土建国保の補助金は財務省に削らせない！

厚労省の要求額を財務省の予算案に満額計上させよう

はがき要請行動は仲間のいのちと健康を守る運動として組織全体でとりくみます

私たちの運動の成果で、厚生労働省は2020年度の「国保組合補助」として2836億7千万円を財務省へ概算要求しました。この額が財務省予算案でも削られることなく満額確保されるように、財務省へのはがき要請にとりくみます。仲間のいのちと健康を守る土建国保組合の強化のため、みなさんのご協力をお願いします。

はがき要請は組合員全員でとりくむ運動です！

群会議&組合員・事業所訪問行動で1人1シートをやりとげよう！

はがきは群会議でやりきり財務省へ届けていきます。本人だけでなく家族への協力もすすめます。国の社会保障を良くし組合運動を前進させるために、全組合員でとりくみます。1シート4枚すべての記入をお願いします。

財務省内に積上げられた仲間からの要請はがき

はがき要請行動 成功のポイント

①群会議の場で書いてください！
②事業所の仲間も昼休み等を利用して書いてください！
③家族加入の方、国保未加入の方もご協力をお願いします！
④10月中にやりきりましょう！
⑤財務省に私たちの思いを届けましょう！

●国の予算（本予算）が成立するまで

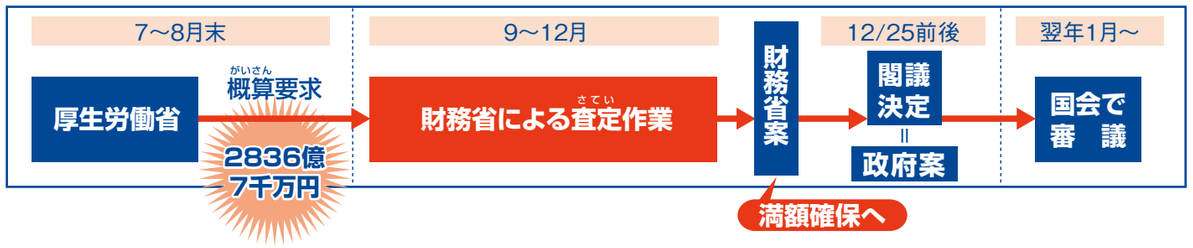

健診・個別健康サポートで仲間のいのちと健康を守りましょう

健診は病気の早期発見・早期治療のために大切です。健診を受けることで重い症状になる前に身体の変化に気づき、予防につながります。直近の実績では、生活習慣関連疾患（しっかん）の一人当たり医療費（年間）は、健診未受診者の場合30万8千円と健診受診者より13万3千円も高くなっています。健診の受診は、土建国保の医療費を減らし、保険料の引き上げをおさえることにもつながります。是非、健診を受診しましょう。

個別健康サポートを完了した人にクオカード3000円分贈呈

消費税10%対策　法人も個人も複数税率の対応を

10月1日から標準税率10%と軽減税率8%の複数税率が導入されました。どちらの税率が適用されるのか、根拠を示す請求書やレシートなどしっかりと保管をしましょう。

建設業の中心的な取引は10%ですが、9月30日以前の工事で完成・引渡、又は出来高での請求、材料仕入れや外注費、外注工賃などは旧税率の8%です。経費の中の飲食費など、9月30日以前の飲食などは旧税率の8%、10月1日以降の飲食などは標準税率10%と軽減税率8%に分かれます。

●同じ8%でも分けて保管

旧税率の8%と軽減税率の8%は、国と地方自治体の取り分が違うため、請求書やレシートを分けて保管しておく必要があります。分けられていないと、消費税の確定申告の際に正しく消費税が計算できません。レシートは、捨てずに必ず保管しておきましょう。